

【調査結果報告書の留意事項】

1. 一般事項

- 1) 調査内容については調査報告書を基本としますが、現存する図書の種類や工事監理資料等、個々の物件ごとに調査内容を適切に設定する必要があります。
- 2) 確認済証の交付は受けているが、確認申請図書がない場合は、図書の復元並びに図面及び構造計算書の適法性について報告いただく場合があります。
- 3) 検査済証がある場合でも、検査済証取得後の増築、改修、一部除却工事等がないか、構造耐力上支障のある劣化等がないかを調査し、適法性の判断を行う必要があります。
- 4) 現地調査は、工事監理報告書等建設時の施工状況がわかる資料、図書等に変えることが出来ます。しかし、その場合においても、検査済証取得後の増築、改修、一部除却工事等がないか、構造耐力上支障のある劣化等がないかを現地で調査を行う必要があります。
- 5) 現地で破壊検査を行う検査部位については、検査後に建築物の耐力低下を招く恐れのない箇所を選定して調査を行って下さい。
- 6) 図書の復元や法適合状況調査に際しては、その後の増築等において必要となる検討（令第137条の2で求められる検討）を考慮して行って下さい。
- 7) 法適合状況調査等により建築基準関係規定に適合しない部分が判明した場合、確認申請先及び所管の特定行政庁に相談して下さい。

2. 鉄筋コンクリート造

- 1) 経年による劣化等の調査（コンクリートの中性化試験、ひび割れ調査）は、（財）日本建築防災協会発行の耐震診断基準等を参考に調査を行って下さい。
- 2) 圧縮強度試験は（財）日本建築防災協会発行の耐震診断基準等を参考に調査を行って下さい。
- 3) シュミットハンマーでの推定強度は、JIS A1155 リバウンドハンマー法により反発度を求め、適切な方法により圧縮強度を推定して下さい。
- 4) 「コンクリートに有害な欠損がない」場合は、コンクリートの中性化深さ試験を省略することができます。
- 5) 「海砂は使用していないと推定、さび汁を伴うひび割れ又は欠損はない」場合は、塩化物量の試験を省略することができます。

3. 鉄骨造

- 1) 溶接部の検査について、製作工場による検査報告書等、適正に施工されていることが判断できる資料がある場合、構造耐力上支障のある劣化等がないかを調査し、支障がないことを確認することで外観調査の報告のみとできる場合があります。

4. 木造

- 1) 確認済証の交付を受けた法第20条第1項第4号の木造建築物の調査は、「釣り合い良く耐力壁を配置すること等」（令第42条、第43条、第46条第1項から第3項、第4項、枠組壁工法（平成13年国交告第1540号）に適合）を調査により適法性の判断を行うことができる場合があります。